

沼田市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例概要

○平成28年10月1日から、市内において面積が500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行おうとするときは、原則として市長の許可が必要となります。

※有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、県条例で禁止されています。

☆ 言葉の定義 ☆

- ・土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物
- ・埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。
- ・小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって土砂等埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

1 条例制定の背景

建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、周辺地域の住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が増えています。そこで沼田市では、市民の生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

2 禁止される埋立て等とは？

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等を行ってはけません。
なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な27項目の物質の濃度の基準です。

3 許可が必要な埋立て等とは？

小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を行う区域ごとに、市長の許可を受けなければなりません。

土砂等による埋立て等



※例外的に許可が不要なもの

- ◆宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から搬出され、また採取された土砂等によるもの
- ◆国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等
- ◆他の法令又は条例の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- ◆この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- ◆非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- ◆運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

4 小規模特定事業の流れ

許可申請

所定の申請書に関係書類を添付して提出してください。
新規の許可申請には3万円の手数料がかかります。
(変更の許可申請には2万円の手数料がかかります。)

【法人申請の場合の主な添付書類】

- 位置図・見取図
- 法人の登記事項証明書
- 法人の役員全員の住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 土地所有者の承認書
- 施工管理者の住民票の写し
- 小規模特定事業区域の現況平面図、断面図、面積計算書、計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
- 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- 予定容量計算書

審査

事業を適確に行うために、欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなどを確認します。

許可

許可基準に適合しているときは、許可します。
なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

事業開始

事業開始後は以下の手続き等が必要です。

【標識の掲示】

公衆の見やすい場所に小規模特定事業である旨の標識を掲示する。

【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等を搬入する際は、①排出場所ごとに、及び②同一の排出場所から搬入する量が5,000m³を超えるごとに、搬入しようとする10日前までに市長に届ける。
届出には土砂等排出元証明書等を添付する。

【車両の表示】

土砂等を搬入する車両には、その旨を表示し、又は表示させるよう努める。

【帳簿の記載】

搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに市長に報告する。

【土壌検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、又は搬入された土砂等の量が1,000m³を超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査を実施し、検査実施後30日以内に市長に結果を報告する。(検体試料の採取には市の担当職員が立ち会う)

【変更許可申請・軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更許可を申請する。

軽微な変更を行ったときは、14日以内に市長に届け出る。

事業完了

事業を完了し、又は廃止したときは、10日以内に市長に届け出てください。市の担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。

5 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適切に行われるように埋立て等を行う事業者に協力してください。

6 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに市に通報してください。

7 小規模特定事業の許可の取消し

- ◆改善命令、事業停止命令又は措置命令に違反した場合
- ◆偽りその他不正の手段により小規模特定事業の許可又は変更許可を受けた場合
- ◆許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- ◆小規模特定事業内容を許可を受けずに変更した場合

8 刑罰が科されることがあります

- ◆措置命令違反、無許可事業、無許可変更
→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ◆搬入禁止命令違反、改善命令違反
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ◆搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反など
→ 50万円以下の罰金
- ◆軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反
→ 30万円以下の罰金

問い合わせ先・手続き窓口

沼田市市民部環境課廃棄物係
〒378-8501 沼田市下之町888番地
沼田市役所 テラス沼田3階
電話 0278-23-2111 内線 3073